

委託業務仕様書

1 事業名

農商工連携推進事業

2 事業の目的

東三河県庁では「東三河振興ビジョン2030」が掲げる重点的に取り組むべき施策「地域産業の革新展開」の着実な遂行のため、農商工バランスの取れた東三河地域の特色を活かした農商工連携の取組を行っている。

国内市場が縮小傾向にある中、東三河地域産業の持続的な成長を図っていくためには、一層の高付加価値化や新たな市場の拡大が必要となっており、東三河地域内の連携を深め、豊かな地域資源を活かした取組が求められている。

そのような中、本事業では、地元事業者の新たなメニュー・商品に対する開発アイデアの創出や商品開発への支援、農商工連携商品の販路拡大への支援に取り組み、東三河地域の産業振興を図ることを目的に実施するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

4 事業の実施内容

(1) 地元事業者等の異業種ワークショップ

異業種間のネットワークを構築したり、他社の商品や技術、ノウハウ、アイデア等に触れたりする機会を設けることで、地元事業者等の開発アイデア創出や商品開発の促進、農林水産事業者の人材育成に繋げるため、地元の食品関連事業者や農林水産事業者を対象としたワークショップを開催する。

- ① 開催時期：令和8年5月から令和8年7月までに1回開催すること。
- ② 参加者：東三河地域の食品関連事業者や農林水産事業者
- ③ 定員：食品関連事業者、農林水産事業者合わせて10社以上
- ④ 開催内容：専門家2名程度による講演と、商品開発に関するワークショップを実施する
- ⑤ 開催場所：東三河地域内の会議室など、県と協議の上決定する。
 - ・ ワークショップの内容については県と協議の上決定し、チラシ作成などにより周知に努め、参加事業者の募集を行うこと。
 - ・ 商品開発やマーケティング等の専門家2名程度を選定すること。

(2) 地元事業者のメニュー・商品開発などの支援

東三河地域の特産品を活用したメニュー・商品の開発に取り組む地元事業者（以下、「開発事業者」という）を支援する。さらに、商品価値を高める動画などを作成し、SNSを活用した効果的なPRを実施することで、東三河地域の特産品の消費拡大に繋げる。

また、メニュー・商品開発において、大学生の発想を活用したいと考える地元事業者と大学生を1件以上マッチングさせ、個別の課題解決に若者のアイデアを活用して取り組むことで、地元事業

者の開発力強化に繋げる。

ア 開発事業者の選定

- ・ 開発事業者は8事業者以上（うち大学生とのマッチングを1事業者以上）とし、メニュー・商品を8品以上開発すること。
- ・ 開発するメニュー・商品は1事業者につき3品までとすること。
- ・ 開発事業者は、東三河地域の食品関連事業者等（今後、食品関連事業に参入予定の事業者含む）とすること。
- ・ 開発事業者の募集にあたり、募集チラシの作成や事前説明会の開催により、十分に周知を行うこと。
- ・ 開発事業者の募集は、公募のほか、受託者による推薦も可とする。
- ・ 選定にあたり事前に応募のあった事業者にヒアリングを行い、具体的な開発商品、使用する特産品、開発商品の販売計画について確認をすること。
- ・ 開発事業者の選定は、ヒアリング結果をもとに県と協議の上決定すること。
- ・ 商品は本事業の「エ 試験販売会」までに販売可能な状態まで開発し、「（3）イ 販売イベント（「東三河の特産品を使った新商品おひろめマルシェ」）」開催以前に完成するよう、進捗管理を行うこと。

イ マーケティングアドバイス

- ・ マーケティングに関するアドバイスが可能な専門家をアドバイザーとして設置すること。なお、役割に応じて複数人設置することも可とする。
- ・ 開発事業者を対象に、アドバイザーによるアドバイスを、商品企画の段階で相談会より前に1事業者につき1回実施すること。
- ・ 実施時期、方法については県と協議の上実施すること。

ウ 相談会

- ・ 味や加工、マーケティングに関するアドバイスが可能な専門家をアドバイザーとして設置すること。なお、アドバイザーの役割に応じて複数人設置することも可とする。
- ・ 開発事業者のアドバイザーへの相談会を2回開催すること。
- ・ 開催内容について、開催から10日以内に県に報告すること。

エ 試験販売会

- ① 開催時期：新商品の開発期間中に連続して2日間開催すること。
 - ② 参加事業者：開発事業者とし、開発中商品のブラッシュアップにつなげること。
 - ③ 開催場所：東三河地域内の大型スーパーなど、より多くの集客が見込まれる日時・場所で行うこと。
- ・ イベントの内容については県と協議の上決定し、より多くの一般消費者の声を得られるよう、チラシ作成などによりイベントの周知に努め、集客を行うこと。

オ 開発商品の販売支援

- ・ 地元事業者が開発したメニュー・商品について、一般消費者等に向けて販売するよう支援すること。
- ・ 内容について県と協議の上、メニュー・商品の開発工程や事業者のこだわりなど商品価値を高める動画などを作成し、SNSを活用することで、商品のPRに繋げること。

カ 大学生とのマッチング

① 大学生

- ・ 参加学生は、東三河地域に校舎を持つ大学又は専門学校に所属する学生とする。
- ・ 課外活動や授業など活動方法は問わないが、メニュー・商品開発に積極的に活動している学校とすること。また、あらかじめ学校行事（試験・夏季休暇等）のスケジュールを確認し、調整すること。

② 開発事業者

- ・ 東三河地域の事業者で、メニュー・商品開発は地域性のある取組とすること。
- ・ 事前に事業者に対し、大学生との商品開発について意向を確認し、大学生のアイデアを積極的に採用する事業者を選定すること。
- ・ 事業者は大学と調整の上、県と協議して選定すること。

③ その他

- ・ 8月を目処にマッチングを実施し、販売までの開発期間を十分に確保すること。
- ・ 1件以上のメニュー・商品の実現化に向けて、県に対し提案すること。
- ・ メニュー・商品開発にあたり、開発事業者が専門家の助言等を受けられるようすること。

(3) 商品の販路拡大支援

本事業で商品開発したメニュー・商品やレシピの知名度の向上のため、BtoC 販売イベントの開催などにより、一般消費者への認知度向上に努めること。

ア レシピ開発

- ・ 東三河の調理専門学校等の学生による、東三河の農商工連携商品を活用したレシピを開発すること。
- ・ 開発したレシピを広報し、レシピの PR に繋げること。

イ 販売イベント（「東三河の特産品を使った新商品おひろめマルシェ」）

- ① 開催時期：令和9年2月末までに1回開催すること。
- ② 参加事業者：開発事業者とし、開発商品の PR を効果的に行うこと。
- ③ 開催場所：東三河地域内とし、より多くの集客が見込まれる日時・場所で行うこと。
- ④ コーディネーター：商品 PR 支援を行うコーディネーターを設置し、販売イベントにより多くの一般消費者が来場し、購買意欲が向上するような工夫を行うこと。
- ・ イベントの内容については県と調整の上決定し、より多くの一般消費者に認知されるよう、パンフレット作成などによりイベントの周知に努め、集客を行うこと。

5 スケジュール

項目	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
契約締結	↔												
(1) ワークショップの開催		←	→										
(2) ア メニュー・商品の開発				←						→			

(2)イ マーケティングアドバイス											
(2)ウ 相談会											
(2)エ 試験販売会											
(2)オ 開発商品の販売支援											
(2)カ 大学生とのマッチング											
(3)ア レシピ開発											
(3)イ 販売イベント											
成果物作成、納入											

6 成果物

次のものを納品すること。

ただし、別途電子データを納品すること。

- (1) 業務実施報告書 2部（正本1部、副本1部）

なお、以下について詳細に記載すること。

- ・ ワークショップの様子、結果
- ・ 新メニューまたは新商品の開発支援、販売支援、販売状況
- ・ 考案されたメニュー・商品・レシピ（完成した料理写真、商品の場合はその成果物）
- ・ マーケティング支援の取組、結果
- ・ 相談会の様子、結果
- ・ 試験販売会の様子、結果
- ・ 大学生とのマッチングの取組、結果
- ・ 販売イベントの様子、結果

- (2) 業務実施報告書【概要版】 2部（正本1部、副本1部）

- (3) PRに使用したチラシ等

- (4) その他、県が指示したもの

7 納入場所

愛知県東三河総局企画調整部産業労働課

8 事業実施における留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、受託者は、進捗状況、スケジュール、課題の整理等について県と積極的に意見交換を行い、事業の円滑な遂行に努めるものとする。
- (2) 本事業の実施にあたって、当課の他の委託業務と重複しない、専任の担当者を設置すること。
- (3) 天変地異により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した経費の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (4) 本業務の実施に起因する事故・トラブル等については、県に遅滞なく報告するとともに、受託事業者は誠意をもって対応し解決すること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は、県と協議のうえ決定するものとする。